

福井市建設工事競争入札参加資格審査申請要領 (市内・準市内業者用)

福井市が発注する建設工事に係る競争入札等（随意契約を含む。）の参加資格を新規で申請される方は、次により申請してください。

1 対象者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に基づく許可を受けて建設業を営む者で、下記の業者（経常建設共同企業体を除く。）とします。

- ア **市内業者**…………… 福井市内に主たる営業所（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に記載された営業所（以下「本店等」という。）をいう。）を有し、それを登録するもの。
- イ **準市内業者**…………… 福井市外に主たる営業所を有し、市内にある営業所等を登録するもの。
※契約の締結等の権限を委任され、かつ法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。

※**新規**：福井市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されたことがない場合

※**更新**：福井市建設工事競争入札参加資格者名簿に以前登録されていた場合

2 入札参加資格審査申請者が登録できる営業所等の要件

1に規定する市内業者及び準市内業者が登録できる営業所等は、次に掲げる要件を全て満たす営業所等であること。ただし、当該営業所等と他の営業所等との重複登録及び当該営業所等の代表者と他の営業所等（本店等を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めない。

- (1) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が具備されていること。
- (2) 営業所等の所在を明らかにする看板又はこれに類するものが当該営業所等又はその周辺に掲げられており、屋外において容易に視認できる場所に表示され、当該営業所等として識別できること。
- (3) 兼用住宅である場合は、事務所と居住部分が明確に区分されていること。
- (4) 単に社員その他の者の宿舍、住宅等でなく、営業所等であることが容易に識別できること。
- (5) 営業所等において営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は契約締結権者及び法第7条第2号又は法第15条第2号に規定する専任の技術者が常勤していること。
- (6) 法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が適切に保存されていること。

3 入札参加資格審査要件

(1) 参加資格審査を受けることができる建設工事の工種

法第2条第1項の別表第1の上欄に掲げるもののうち、附則1「申請期間・有効期間」に示す審査基準日前1年以内における通知書において、**2年又は3年平均の完成工事高が500万円以上あり、かつ、法第3条に基づく許可を受けている工種**に限ります。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者、又は資格登録後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者】

イ 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号並びに第6条の規定に該当する者

【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】

ウ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者

【(1) 市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、(2) 市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、(3) 市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、(4) 市長がその経

営方針に關与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】

エ 福井市議會議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する者

【（1）議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（2）議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等、（3）議員がその経営方針に關与している企業等、（4）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】

オ 法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていない者（総合評定値の通知を受けていない者を含む。）

カ 通知書の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」の記載がある者（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

キ 納期限の到来している税を完納していない者

4 申請期間・有効期間

申請期間 附則1「申請期間・有効期間」のとおり

※窓口へ直接提出する場合：8時30分～17時（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）。

※郵送の場合：申請期間内の消印があるものに限り有効とします。

有効期間 **令和7年4月30日まで**

5 申請方法

（1）令和6年5月1日から5月31日、8月1日から8月31日までに申請する場合

AかBのいずれかによる申請とする。

A 電子申請

B 書類による申請（原則郵送） ※電子申請及び郵送による提出にご協力ください。

（2）令和6年11月1日から11月30日までに申請する場合

A 電子申請のみ

※インターネット環境がない等の理由で電子申請が難しい場合のみ、書類による申請が可能となる場合があります。

※令和7・8年度名簿の申請（R6.11.1～12.31受付）についても、電子申請のみとなります。

※令和7・8年度名簿への登録を希望する場合は、令和5・6年度名簿への追加申請とは別に行ってください（令和7・8年度名簿の申請要領についてはR6.10月頃公表予定）。

A 電子申請の場合

<申請先>

電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

※電子証明書やソフトのインストール等は必要ありません。

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL：(0120)470-570 9～17時（土日祝日年末年始除く）

※受領確認、審査完了の連絡等は電子メールとなります。必ずご確認ください。

B 書類による申請の場合

<提出先>

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市財政部契約課 工事契約係

6 提出書類（A 電子申請）・提出書類（B 書類による申請）の種別

A 電子申請：添付書類は次の表のとおり、各ファイル名の頭に下記番号と文書名の略称等をつけて、データにて提出ください。例）「3_納税証明」「9_経審」

(証明書や使用印鑑届はスキャンしたものを提出ください)

「業者カード」「発注者別評価点自己申告表」はエクセル形式(拡張子は「.xlsx」)にて提出してください。

B 書類による申請：申請書類・添付書類は次の表の順番にそろえて、**用紙サイズはA4判**で各1部提出ください。(ホッチキス止めや、ファイルリングしたもの等では提出しないでください。)

◇提出書類・添付書類

	種 別	A電子申請	B書類による申請
1	福井市建設工事競争入札参加資格審査申請書(市内・準市内業者用)	—	必須
2	(法人の場合)登記事項証明書 (個人事業者の場合)身分(身元)証明書	必須	
3	納税証明書(国税 及び 市税)	必須	
4	技術者数調書	必須	
5	使用印鑑届	必須	—
6	技術職員名簿(市内業者のみ)	該当者のみ	
7	建設業の許可について(通知)又は建設業許可証明書	必須	
8	電気工事業者届出受理通知書(電気工事の登録を申請する場合のみ)	該当者のみ	
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	必須	
	ISO認証(取得しているが、通知書に記載がない場合のみ)	該当者のみ	
10	経營業務の管理責任者証明書(代表者以外が経營業務の管理責任者の場合のみ)	該当者のみ	
11	専任技術者証明書又は一覧表	必須	
12	資金的関係又は人的関係に関する申告書	必須	
13	営業所に関する確認調書	—	必須
14	業者カード	必須	
15	発注者別評価点自己申告表及びその証明書等 (発注者別評価点の配点を希望する場合のみ)	該当者のみ	
16	残留措置適用申請書(発注者別評価点の加点により等級が上位に格付けされる方のうち、加点前の等級を希望する場合のみ)	該当者のみ	
17	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合のみ必要 【各提出書類の留意事項】参照	該当者のみ	
18	債権者登録申出書(新規の場合又は更新で前回と変更がある場合のみ)	該当者のみ	
19	チェックリスト 郵送による申請の際は、返信用封筒(84円切手貼付)も必要	必須	

【各提出書類の留意事項】

- [1] 福井市建設工事競争入札参加資格審査申請書(市内・準市内業者用) B 書類による申請のみ
 ※申請者の所在地は、通知書に記載された主たる営業所の所在地を記入してください。
 ※営業所等へ委任される場合は、必ず「委任欄」に受任者名を記入してください。
 ※「使用印鑑届」の欄には、入札・契約等における使用印鑑(営業所等へ委任される場合は、受任者印)を押印してください。ただし、使用印鑑は役職名(受任者役職名)又は代表者氏名(受任者氏名)が表示されているものに限ります。
- [2] 登記事項証明書(法人の場合)、又は身分(身元)証明書(個人事業者の場合)
申請書受付日以前3か月以内に発行されたもの(写し可)を提出してください。
- [3] 納税証明書
 各納税証明書については、申請書受付日以前3か月以内に発行されたもの(写し可)を提出してください。
 ※**国税**については、国税通則法施行規則別紙第9号書式(「その3の3」又は「その3(法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの)」)(※法人)又は「その3の2」(※個人)の納税証明書(電子納税証

明書も可)を提出してください。

※**市税**については、

課税されている**最新のもの2か年分**(申請年度分+1か年前の分)の納税証明書(課税されている**全税目で法人市民税の記載のあるもの**)を提出してください。

※決算期の都合上、申請年度分の法人市民税が記載されない時期のみ、1か年前の分及び2か年前の分の納税証明書を添付ください。

※納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類(領収書、通帳のコピー等)を併せて提出ください。

※営業所を開設したばかりで納税証明書を提出できない方は、事業所開設届(市民税課提出の写し)が必要になります。

区分	対象税目	発行先
国税	「法人税」又は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」	主たる営業所を所轄している又は指定された税務署
市税	課税されている全税目 (法人市民税記載のもの)	福井市役所本館2階 納税課 1階 市民課 市内の各連絡所、サービスセンター

なお、証明書の提出分に限らず、納期限の到来している税の全てを完納していない者は、競争入札参加資格者名簿へは登録できません。

[4]技術者数調書(指定様式)

指定様式により、各資格者の人数(延べ人数)を記入ください(**準市内業者は、市内営業所の内容を記載**)。左上の「本社又は営業所の総職員数(事務職含む)」の項目に正職員(パート・アルバイト・派遣社員は含まず、役員は含む。)の人数を記入してください。

[5]使用印鑑届 **A 電子申請**のみ

入札・契約等における使用印鑑(**営業所等へ委任される場合は、受任者印**)を押印してください。**ただし、使用印鑑は役職名(受任者役職名)又は代表者氏名(受任者氏名)が表示されているものに限り。**

[6]技術職員名簿(**市内業者のみ**)

経営事項審査更新時に提出した技術職員名簿の写しを提出してください。

[7]建設業の許可について(通知)又は建設業許可証明書

最新の許可証を提出してください。 許可証等は建設工事の**工種ごと**に必要です。複数にわたる場合はその全てを添付してください。

[8]電気工事業者届出受理通知書(入札参加希望工種に「電気工事」を希望する場合のみ)

電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第34条第4項に基づく電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類(届出受理書(写し))を**必ず提出**してください。

[9]経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

附則1「申請期間・有効期間」に記載の通知書を提出して下さい。

審査基準日以降に法に基づく許可内容に変更があった場合は、変更届とともに変更内容が分かる最新の許可証等の写しを提出してください。

なお、通知書の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄が「無」の場合、競争入札参加資格者名簿へは登録しません。(それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。)

※ISO9000シリーズ、又はISO14001の認証を取得している場合

通知書にて認証登録が確認できない場合、ISO認証登録証(有効期限内のもの)を提出ください。

ただし、ISO9000シリーズについての認証登録範囲は、建設部門(建設工事の施工)に限ります。

[10]経營業務の管理責任者証明書(代表者以外が経營業務の管理責任者である場合のみ)

建設業許可申請(5年に一度の更新を含む。)の際に提出した経營業務の管理責任者証明書の写しを提出してください。(※代表者が経營業務の管理責任者である場合には提出不要です。)

[11] 専任技術者証明書又は一覧表

建設業許可申請（5年に一度の更新を含む。）の際に提出した専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（**申請書受付日以前5年以内の最新のもの**）の写しを提出してください。

※登録する福井市内の営業所分のみ

[12] 資本的関係又は人的関係に関する申告書（指定様式）

資本的又は人的関係等系列会社の同一入札への参加を制限するため、下記の関係について、指定様式により「記入上の注意事項」のとおり申告してください。営業所等へ委任される場合も、本社の代表者名義で記載ください。

(ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

[13] 営業所に関する確認調書（指定様式） **B 書類による申請**のみ

指定様式により提出してください。営業所等へ委任される場合も、本社の代表者名義で記載ください。

[14] 業者カード（指定様式）

記載例を参考に記入し、提出してください。電子申請の際はエクセル形式（拡張子は「.xlsx」）で提出してください。

[15] 発注者別評価点自己申告表

発注者別評価点の配点を希望する場合は、自己申告表（指定様式）を記載のうえ、附則2「発注者別評価点の評価項目等」に示す証明資料等とあわせて提出ください。

電子申請の際はエクセル形式（拡張子は「.xlsx」）で提出してください。

[16] 残留措置適用申請書（指定様式）（発注者別評価点の加点前の等級を希望する場合のみ）

発注者別評価点の加点により等級が上位に格付けされる方のうち、加点前の等級を希望する場合のみ提出ください。発注者別評価点の加点に関わらず等級が変わらない場合、総合評定値や平均完成工事高が変わった場合等は、残留措置適用の対象外です。

※詳細は附則3「残留措置基準」を参照

[17] 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

- ・官公需適格組合証明書（証明を受けている場合に限り。）
- ・組合員名簿
- ・組合定款
- ・官公需共同受注規約
- ・設立許可の証明

[18] 債権者登録申出書（指定様式）（新規の場合又は更新で前回と変更がある場合のみ）

準市内業者の方は、全ての項目について受任先（営業所等）の内容を記入してください。

※振込金融機関のみは本店等の口座でも登録可能

[19] チェックリスト

提出書類の申請者確認欄に、レ点でチェックして提出してください。

A 電子申請の場合には、受領確認は電子メールでお知らせします。

B 書類による申請の場合には、チェックリストが受領書を兼ねています。※郵送にて提出いただいた場合は、受領書の返送のため、84円切手を貼付した封筒を必ず同封してください。なお、送料不足分は申請者負担としますのでご了承ください。

8 登録内容に変更が生じた場合

資格登録後、登録内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）に記名（代表者名で記載してください）

営業所等の受任者名ではありません。)し、直ちに必要書類を契約課まで提出してください。

※必要書類は、福井市ホームページ内入札の広場「登録内容の変更」からご確認ください。

※変更届の提出に、R6年4月より電子申請が利用できるようになりました。

電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

経営事項審査の更新による変更届の提出の必要はありません。

ただし、格付け基準に示す平均完工高を満たさなくなった場合は、下位等級への格付け申請をすることができます。申請受付期間中に変更届をご提出ください（上位等級への格付け申請をすることはできません）。

経審の更新により工種の追加を希望する場合は、申請受付期間中に変更届を提出してください。

※申請受付期間：附則1「申請期間・有効期間」のとおり

- 9 資格登録後、「2 入札参加資格審査申請者が有すべき営業所の要件」に該当しないことが明らかとなった場合には、資格を抹消することがあります。

10 入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格者名簿は、福井市ホームページ内「入札の広場」において公表します。

この要領に基づき新たに福井市に名簿登録された方には、資格登録後、電子入札システムの利用者登録（ICカードのシステムへの登録）に必要なIDとパスワードを郵送しますので、利用者登録をお願いします。

詳細はこちら（福井県 HP <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kizai.html>）ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。）

問い合わせ及び書類提出先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市 財政部 契約課 工事契約係

TEL : (0776) 20-5277 FAX : (0776) 20-5734

福井市役所「入札の広場」ホームページ <https://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu>

電子申請「電子申請・施設予約システム ふくe-ねっと」<https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く）

【附則1】申請期間・有効期間

申請期間	経営事項審査結果通知書における審査基準日	資格の有効期間
令和5年5月1日から 令和5年5月31日まで	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	令和5年8月1日から 令和7年4月30日まで
令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年11月1日から 令和7年4月30日まで
令和5年11月1日から 令和5年11月30日まで	令和4年7月1日から 令和5年6月30日まで	令和6年2月1日から 令和7年4月30日まで
令和6年2月1日から 令和6年2月28日まで	令和4年10月1日から 令和5年9月30日まで	令和6年5月1日から 令和7年4月30日まで
令和6年5月1日から 令和6年5月31日まで	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	令和6年8月1日から 令和7年4月30日まで
令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年11月1日から 令和7年4月30日まで
令和6年11月1日から 令和6年11月30日まで※	令和5年7月1日から 令和6年6月30日まで	令和7年2月1日から 令和7年4月30日まで

※令和7・8年度名簿への登録を希望する場合は、令和7・8年度名簿への申請手続きを別途行うこと。

【附則2】発注者別評価点の評価項目等

評価項目等		算定方法	必要な証明書等	配点
工事関係の評価	工事成績	<p>申請日前2年間(市ホームページ入札の広場に掲載されているもののうち直近2年分)において、完成検査が行われた市発注工事を対象に、以下の計算式に基づき加点する。加点のみとし減点はしない。 (工種ごとの成績(平均)-65点)×0.6(小数点以下切捨て)</p> <p>※工事成績の公表スケジュール 7月：前年度下半期分を公表 1月：当年度上半期分を公表</p>	不要	上限 13点
	社会性の評価	<p>申請日前2年間の除排雪契約について、以下の内容に応じて加点する。(一年度それぞれにおいて加点可)</p> <p>(1)通常時に借上機械で除雪を行う業者 通常時に借上機械で凍結防止剤散布を行う業者 通常時にパトロール車を借上する業者</p> <p>(2)通常時に貸与機械で除雪を行う業者 通常時に貸与機械で凍結防止剤散布を行う業者 通常時にパトロール車を貸与する業者</p> <p>(3)異常な降雪時(警戒体制時等)に出勤依頼をする業者 (協力依頼で協力する覚書締結業者) 融雪装置点検業者 (1)は3点、(2)は2点、(3)は1点とする。</p>	不要	最大 6点
	協力雇用主	<p>申請時において、福井保護観察所の協力雇用主に登録している場合加点する。 ※保護観察者雇用の有無は問わない</p>	<p>協力雇用主登録に関する証明書(指定様式) ※福井保護観察所長印が押印されたものを提出ください。</p>	最大 3点

※準市内業者については、上記のうち除排雪契約のみ加点対象とする。

【附則3】残留措置基準

福井市建設工事競争入札参加者資格審査（等級別登録制度）事務処理試行要領に基づく資格の認定及び格付けの結果、発注者別評価点(主観点)の加点により等級が上位に格付けされる場合のみ、事前申請をしていただくことで、総合評定値のみで格付けした場合の等級に留まることができます。別紙「残留措置適用申請書」を提出してください。

<事業者の格付けイメージ>

土木一式工事の場合

事業者名	客観点	主観点	総合点数	完成工事高	残留措置希望	等級	備考
〇〇建設	790点	14点	804点	6,500万円	○	B	総合点数804点はA等級に相当するが、残留措置を希望するためB等級とする
△△土建	745点	12点	757点	4,000万円		B	総合点数757点、完成工事高4,000万円、残留措置を希望しないためB等級とする
□□組	695点	11点	706点	3,000万円	○	D	総合点数706点はC等級に相当するが、残留措置を希望するためD等級とする
◇◇工業	745点	8点	753点	2,500万円	不可	C	総合点数753点はB等級に相当するが、完成工事高がB等級基準を満たさないため、C等級とする

主観点の加点により等級が上位に格付けされる

経営事項審査における2年又は3年の平均完工高

格付け基準を満たさない場合は昇級不可

※客観点＝総合評定値、主観点＝発注者別評価点

上記の格付けイメージの事業者はいずれも、主観点の加点により等級が上位に格付けされます。例えば「〇〇建設」の客観点790点はB等級に相当しますが、主観点14点を加えた総合点数804点はA等級に相当します。

このような場合、「〇〇建設」は残留措置を希望することができます。残留措置を適用することにより、「〇〇建設」は804点でありながらB等級として名簿に登録されるため、これまで通りB等級相当の工事の入札参加が可能となります。

なお、総合点数だけでなく、経営事項審査の完成工事高も各等級の格付け要件となります。例えば「◇◇工業」の総合点数753点はB等級に相当しますが、完成工事高2,500万円はB等級の要件を満たしていないため、「◇◇工業」はC等級として名簿に登録されます。各等級の格付け要件については、別紙「格付け基準」をご参照ください。

<残留措置の適用対象外となるケース>

土木一式工事の場合

事業者名	客観点	主観点	総合点数	完成工事高	残留措置希望	等級	備考
●●建設	820点	15点	835点	8,000万円	対象外	A	主観点の加点に関わらずA等級であるため、残留措置の対象外。A等級とする。
▲▲土建	760点	10点	770点	5,000万円	対象外	B	主観点の加点に関わらずB等級であるため、残留措置の対象外。B等級とする。

●●建設はA等級に相当
▲▲土建はB等級に相当

主観点を加えても、等級の変動には影響しない

この場合は、残留措置適用の対象外となります

上記のように、残留措置の対象外となる場合は申請できません。